

## 令和2年竹田市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和2年9月7日(月) 午後1時33分～午後2時21分

2. 場 所 竹田市役所庁議室

3. 出席委員 11名

1番 後藤 善徳、3番 長野 幸生、5番 佐藤 隆幸、6番 佐藤 博一  
7番 首藤 徳子、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子、10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 2名 2番 山村 徹、4番 和田 京子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第70号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	4件
議案第71号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	3件
議案第72号 農用地利用集積計画の承認について	10件
議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第74号 非農地証明について	3件
議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、11人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第10回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番 佐藤隆幸委員、6番 佐藤博一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第15号について報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

なお、2番の案件は、議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものです。

続きまして、報告第16号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第70号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	4件
議案第71号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	3件
議案第72号 農用地利用集積計画の承認について	10件
議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第74号 非農地証明について	3件
議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件

以上、28件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議案第70号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。井出君

農政課

議案第70号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、10年間の賃借権による権利の設定を行うものです。

2番から4番の案件は、10年3ヶ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第70号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。  
議案第70号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第70号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第71号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。  
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先程の議案第70号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第71号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年間及び10年3ヶ月間の賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、同じく「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

3番の借受人は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。

選定理由は、これも同じく「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第71号について、担当課による説明がありました。ご意見、質疑はございませんか。

3番 長野 幸生委員

2番の〇〇〇〇氏は、離農されたのですか。

農政課

議案70号の2番ですね。〇〇〇〇氏は、今回5筆のみの貸出しであります。ご本人は、〇〇〇〇で〇〇〇〇の〇〇〇〇をしています。本人と母さんでは、すべての農地を耕作できないので、今回5筆を預けると

ということです。

議長

他にないですか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。  
議案第71号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第71号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。  
(午後1時42分)

議長

再開いたします。続いて、議案第72号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。  
議案の説明を、事務局に求めます。

(午後1時43分)

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。2年7か月間の使用貸借、新規設定です。  
2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。20年間の賃貸借、新規設定です。  
3番及び4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3番は6年4か月間の使用貸借、新規設定  
4番は4ヶ月間の賃貸借、新規設定です。  
5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。  
6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。  
7番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力3人、稲作、畜産中心の農家  
であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。  
8番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり  
借受農地の効率的な利用が見込まれます。  
9番及び10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。  
全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満  
たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

11番 工藤明秀委員

2番の案件ですが、借り手の現在の年齢が71歳で契約期間が20年となっておりますが、後継者がいるのですか。

3番 長野幸生委員

2人います。30歳ぐらいかな、お孫さんが後継者として受け継ぐと聞いています。

議長

他にないですか

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第72号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

続いて、議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第73号の1番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字植木字栗元○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積865平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、9,051.69平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第73号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、耕運機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の2番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字飛田川  
宇瓜尾○○○○番 外2筆 田1筆、畑2筆 合計面積1, 136平方メートルを所有権移転するものです  
譲受人の取得後の経営規模は、13, 849平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第73号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機（共同）1台、コンバイン（共  
同）1台を所有しており、稲作栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが  
見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま  
す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の3番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字門田字  
古城○○○○番 外1筆 畑2筆 合計面積241平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得  
後の経営規模は、20, 109平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

佐藤博一委員

議案第73号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター3台、耕運機1台、田植え機（共同）1台、コンバイン1  
台を所有しており、稲作培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれ  
ます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま  
す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の4番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字米納字米納○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積1,618平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、31,006平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

10番 麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第73号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の5番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字久住字荻ノ口○○○○番 外2筆 田2筆、畑1筆 合計面積2,990平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、22,066平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第73号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター2台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン2台を所有しており、稲作、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の6番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字筒井○○○○番 畑1筆 面積347平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、9,752平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第73号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第73号の7番の案件は譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字半田○○○○番 田1筆 面積3,817平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、41,590平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第73号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、田植え機（共同）2台、コンバイン1台を所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第73号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)



議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第73号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第74号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第74号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字竹田字奥ノ谷○○○  
○番 外2筆 登記地目 田1筆・畑2筆 合計面積282平方メートルは、祖父が昭和50年に宅地と庭  
を造りました。現況は宅地となっています。始末書が添付されています

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。

現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第74号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字米納字拝瀬○○○  
○番 外4筆 登記地目 田4筆・畑1筆 合計面積2,819平方メートル。○○○○、○○○○、○○  
○○は農道が狭く、農地が斜めになっていたため、昭和40年頃ヒノキを植林しました。○○○○は平成8  
年7月に4条許可を受けて宅地にしましたが地目変更をしていませんでした。○○○○は平成7年頃から農  
地の管理ができなくなりました。現況地目は山林・原野、宅地となっております。始末書が添付されていま  
す。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第74号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市直入町大字長湯字井ノ瀬 ○○○○番 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積339平方メートルは、父が昭和60年頃宅地の一部と駐車場にしました。現況は雑種地となっております。始末書が添付されています。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第74号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第74号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第75号 農地利用最適化推進委員(都野地区1名)の委嘱について を議題といたします。  
議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第75号について、本日お配りした追加議案書をご覧ください。都野地区の農地利用最適化推進委員は定数3名ですが、うち1名が辞任により欠員となっております。令和2年8月7日から8月31日まで公募を行った結果、都野地区の甲斐龍嗣氏の応募がありましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定により提案いたします。

議長

只今、議案第75号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 長野幸生委員

農地利用最適化推進委員さんは、3年間という任期があるのですが、前任の委員が任期を残して辞任した場合、残りの任期が何か月以上あれば募集をかけるのですか。

事務局

欠員が生じた場合、速やかに新たな推進委員を選任することが適当とされています。しかしながら法令上残りの任期が何か月以上あった場合、募集しなければいけないという規定がございません。よって、実際にそのような事例があった場合には、大分県あるいは大分県農業会議等の指導を受け適切な運用に努めてまいりたいと考えています。

議長

他にないですか

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱について原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定いたしました。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第10回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。  
(午後2時21分)

【閉会:午後2時21分】

令和2年9月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....